

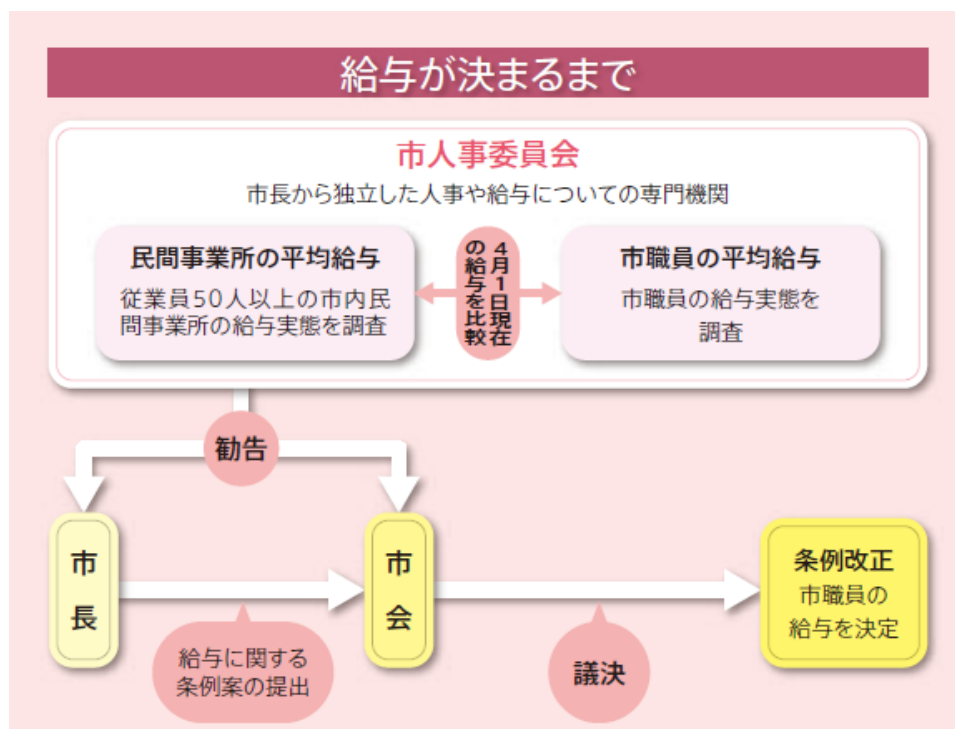
市職員の給与などの状況

目次

○給与決定の仕組み	2
○給与や報酬の削減	2
○退職手当制度の見直し	4
○給与制度の見直し	5
○人件費の抑制	5
○給与水準（ラスパイレス指数）	6
○職員数の推移（各年4月1日現在）	7
○一般行政職の級別職員数等の状況（平成27年4月1日現在）	7
○人件費（平成26年度普通会計決算）	8
○職員給与費（平成26年度普通会計決算）	8
○職員の初任給（平成27年4月1日現在）	8
○職員の平均給料月額など（平成27年4月1日現在）	9
○職員の手当（平成27年4月1日現在）	10
○職員の期末・勤勉手当（平成26年度）	11
○職員の退職手当（平成27年4月1日現在）	11
○市長・副市長の給料など	12
○市会議員の報酬など	12

➤ 給与決定の仕組み

一般の市職員の給与は、市人事委員会が市内の民間企業の給与を調査した上で行う勧告を基本に、国や他の地方公共団体の給与などを考慮して決まります。最終的には、市会の議決を経て条例で定めます。



➤ 給与や報酬の削減

～平成7年度からの取組み～

市長や副市長などの給料（平成7年度から平成9年度までの間と平成15年度から、市長20%、副市長15%）・期末手当（平成11年12月の期末手当から市長30%、副市長15%）、局部長級の管理職手当（平成7年3月から平成10年2月までの間と平成11年10月から、局長級15%、部長級10%）の削減を実施し、人件費の抑制に努めてきました。

～平成15年度から平成17年度までの取組み～

市では、震災以後の危機的な財政状況に対応するため、平成15年度から平成17年度の3年間、市長20%・助役（副市長）15%をはじめとして、局部長級8%・課長級6%・その他の職員で4%という全職員を対象とした給与削減等を行いました。また、市会議員についても報酬の減額を行うなど、全市を挙げて取り組みました。

～平成18年度からの取組み～

平成18年度以降も、市長や副市長などの給料・期末手当，局部長級の管理職手当の削減を継続し，人件費の抑制に努めました。（平成23年度から管理職手当を減額後の額をベースに本則化）

また，前市長や前副市長の任期にかかる退職手当について，平成24年3月に市長30%，副市長15%の削減を決定し，平成25年4月にはその削減率を市長35%，副市長20%に拡大しました。

～平成25年度における給与削減措置～

平成25年7月から平成26年3月までの間，「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」により削減される地方交付税の影響に伴う市民サービスの低下を回避するため，市長や副市長などの給与・期末手当のさらなる削減や全職員を対象とした給与削減を実施しました。

<市長等の給与・期末手当の削減>

① 給料月額（地域手当を含む）

	削減率
市長	▲30%
副市長	▲25%
常勤監査委員	▲20%

② 期末手当

	削減率
市長	▲35%
副市長	▲20%
常勤監査委員	▲20%

<一般職員の給与削減>

次の給与について下記の率で削減を行う。

① 給料月額

	指定職	局長級・部長級	課長級	係長級・係員
削減率	▲10%	▲8%	▲6%	▲4%

② 管理職手当 ▲10%

③ 期末勤勉手当 ▲7%

<削減額（一般財源ベース）>

▲31 億円

～現在の取組み～

現在も，市長や副市長などの給料（市長 20%，副市長 15%）・期末手当（市長 30%，副市長 15%）の削減を継続しています。

➤ 退職手当制度の見直し

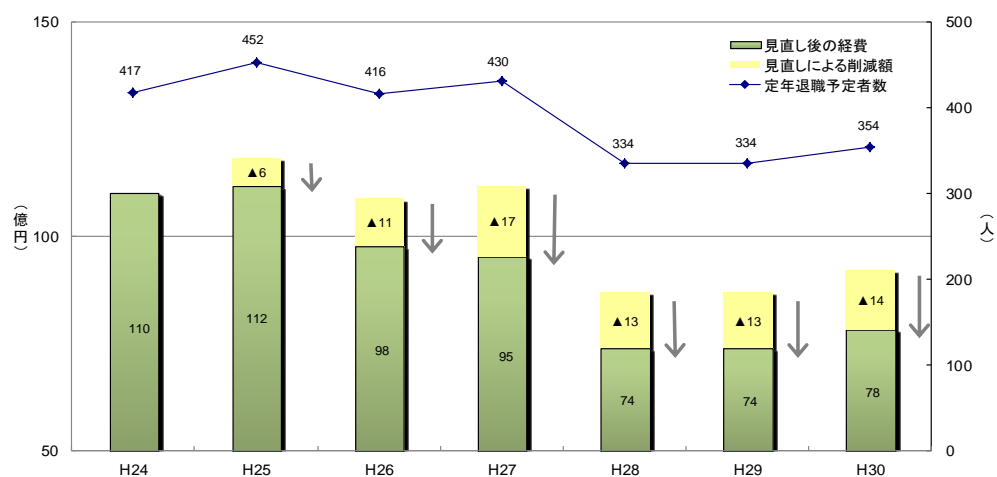
<一般職員の退職手当の支給率の引下げ>

平成25年度より段階的に支給率の引下げを行ってきました。

	最高限度	平均支給額	引下げ額
見直し前	59.28 月分	2,601 万円	—
平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	55.86 月分	2,463 万円	▲約 140 万円
平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	52.44 月分	2,332 万円	▲約 269 万円
平成 27 年 4 月 1 日以降	49.59 月分	2,213 万円	▲約 388 万円

(注) 見直し前及び平成 25 年度及び平成 26 年度の平均支給額は各々、平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算及び平成 26 年度決算の金額から、職員（定年・勸奨退職者）1 人あたりの平均支給額を算出したものです。平成 27 年 4 月 1 日以降については、平成 26 年度の平均支給額を基にした試算値（見込み）です。

定年退職者数・経費の推移（見込み）



➤ 給与制度の見直し

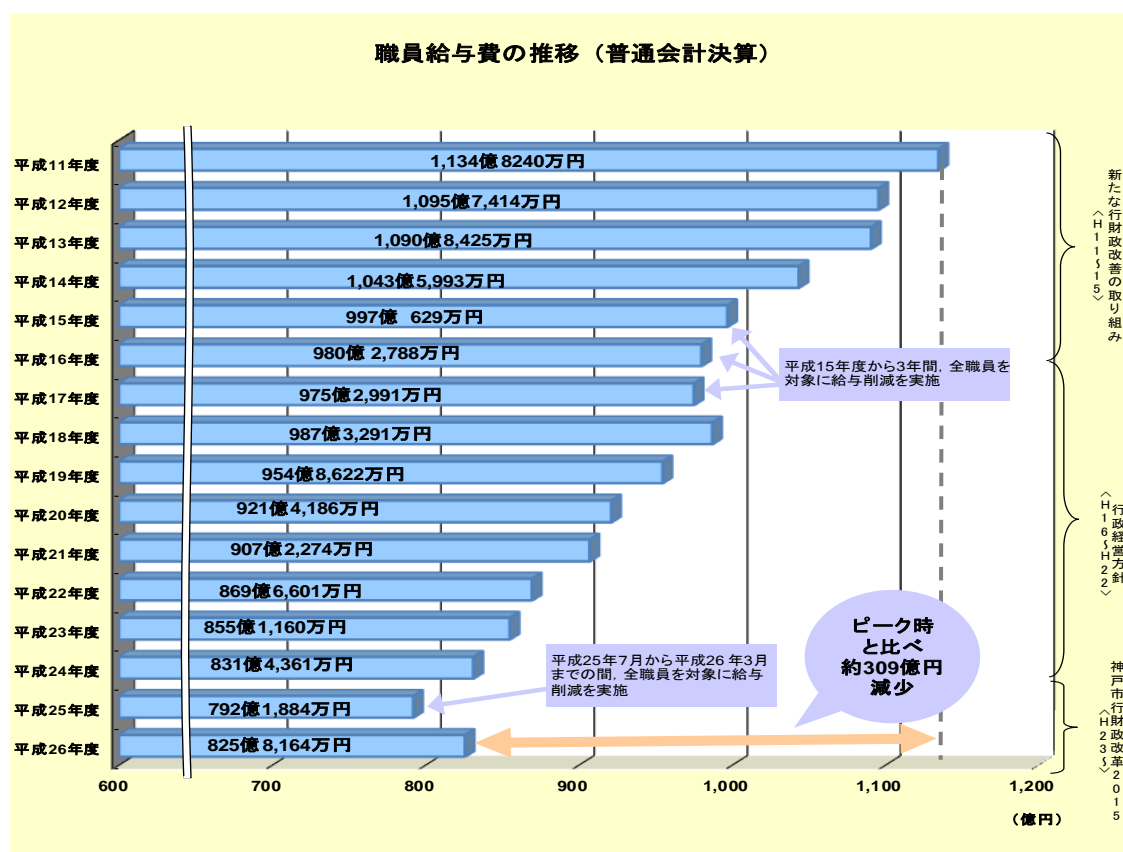
給与体系については、平成19年度に給与構造を見直し、年功序列を重視したものから、職務・職責を重視するものに移行しました。また、勤務成績をより給与に反映するための制度へ変更する取り組みも進めています。

さらに、平成27年4月1日から平成30年4月1日にかけて、「世代間の給与配分の見直し」及び「職務や勤務実績に応じた給与配分」の観点から、見直しを行っています。

➤ 人件費の抑制

市は行財政改革の一環として、震災後から平成27年度までに約7,000人の職員を削減しました。給料や手当の合計（職員給与費）は、最も高かった平成11年度と比較して約309億円減少しました。

今後も、さらなる行財政改革を進め、社会情勢や市民のニーズに対応した行政サービスの提供に努めていきます。



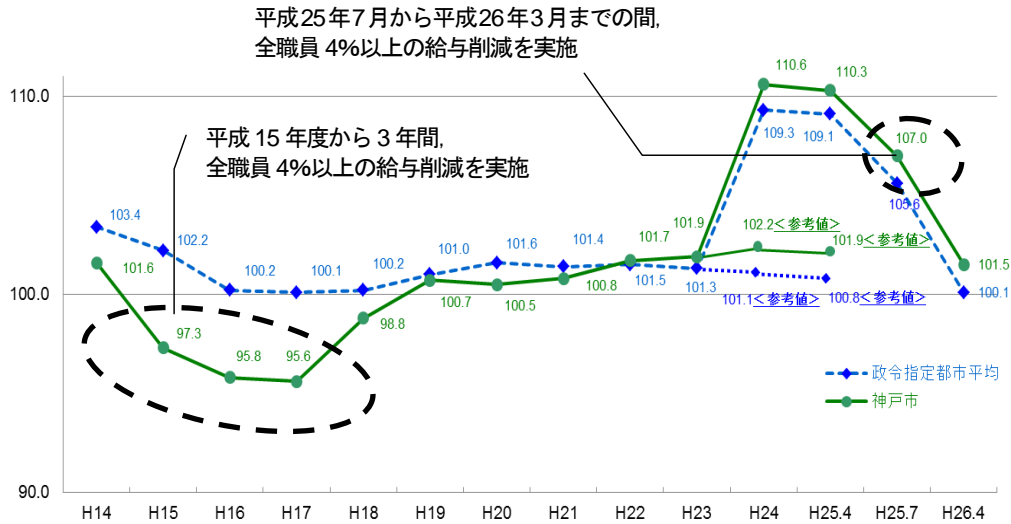
※給与費とは、一般職員の給与総額から退職手当を除いたものです

一人あたりの職員給与費においても、平成11年度と比較して約110万円減少しました。
 （平成11年度：831万円　平成26年度：724万円）

《給与水準（ラスパイレス指数）》

ラスパイレス指数とは、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指数です。本市の平成26年4月1日時点のラスパイレス指数は101.5で、政令指定都市20都市の中で9番目です。

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です



政令指定都市のラスパイレス指数

<平成26年4月1日時点>

都市名	指数	順位
川崎市	104.0	1
横浜市	103.4	2
北九州市	103.4	2
静岡市	102.9	4
福岡市	102.7	5
千葉市	102.5	6
さいたま市	102.2	7
京都市	102.1	8
仙台市	101.5	9
神戸市	101.5	9
名古屋市	101.1	11
岡山市	101.0	12
札幌市	100.4	13
相模原市	100.1	14
広島市	100.1	14
熊本市	100.0	16
新潟市	99.0	17
浜松市	97.9	18
堺市	95.1	19
大阪市	91.5	20
平均	100.1	

<平成25年4月1日時点>

都市名	指数	参考値	順位
川崎市	112.3	103.8	1
横浜市	111.9	103.4	2
名古屋市	111.6	103.1	3
北九州市	111.5	103.0	4
静岡市	111.0	102.6	5
福岡市	110.7	102.3	6
さいたま市	110.4	102.0	7
千葉市	110.4	102.0	7
京都市	110.3	101.9	9
神戸市	110.3	101.9	9
仙台市	109.5	101.2	11
岡山市	109.1	100.8	12
札幌市	108.8	100.5	13
相模原市	108.5	100.2	14
広島市	108.1	99.9	15
熊本市	107.7	99.5	16
新潟市	107.3	99.2	17
浜松市	105.9	97.9	18
大阪市	104.4	96.4	19
堺市	102.7	94.9	20
平均	109.1	100.8	

兵庫県下自治体の指数(上位)

<平成26年4月1日時点>

自治体名	指数
芦屋市	105.8
明石市	101.8
姫路市	101.7
西宮市	101.7
伊丹市	101.4
小野市	101.3
加古川市	101.0
三田市	100.8
兵庫県	97.8

<平成25年4月1日時点>

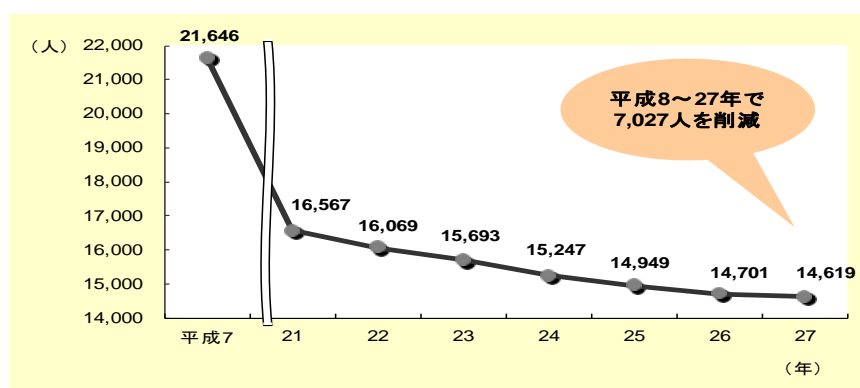
自治体名	指数	参考値
芦屋市	114.0	105.3
伊丹市	112.3	103.8
西宮市	111.5	103.0
三田市	111.0	102.6
明石市	110.2	101.8
川西市	110.2	101.8
姫路市	110.0	101.6
宝塚市	110.0	101.6
兵庫県	105.8	97.8

《職員数の推移（各年4月1日現在）》

市は、震災後、行財政改善に取り組むため、平成8年度に「行財政改善緊急3カ年計画」、平成11年度に「新行政システムの確立に向けた5カ年計画」及び平成15年に「行政経営方針」を策定し、外郭団体への派遣職員も含めた、職員数約5,500人の削減を行ってきました。

また、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「行財政改革2015」に基づき、職員総定数約1,600人の削減に取り組んできました。そして、平成27年度の取り組みを含めた計画期間中の削減累計が1,626人となることから、目標を達成することとなりました。

なお、平成27年度は、前年度に比べ職員数を82人削減しました。



(注) 上記グラフの職員数は、一般職に属する職員で、各年4月1日現在の在職者数であり、文中の職員総定数とは異なります。

《一般行政職の級別職員数等の状況（平成27年4月1日現在）》

一般職職員の給料月額は、行政、消防、教育などの職種に応じた給料表によって定められています。それぞれの給料表には、職務の内容と責任の度合いに応じて、いくつかの級が設けられています。一般行政職を例に、各級の代表的な職名と職員数を表すと次のようになります。

区分	代表的な職名	職員数	構成比
1級	係員(定型的な業務を行う職務)	396人	7%
2級	係員(相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	982人	17%
3級	係員(高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	794人	14%
4級	主任	1,653人	28%
5級	係長	1,246人	21%
6級	課長	544人	9%
7級	部長	145人	2%
8級	局長, 区長	45人	1%

《人件費（平成 26 年度普通会計決算）》

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
7,141 億 5,786 万円	1,168 億 529 万円	16.4%

(注) 人件費とは、一般職員の給料や各種手当のほか、市長や議員などの特別職に支給される報酬、共済組合・社会保険料の負担金などの合計です。

《職員給与費（平成 26 年度普通会計決算）》

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉 手 当	計 (B)	
11,412 人	468 億 3,618 万円	168 億 1,014 万円	189 億 3,533 万円	825 億 8,164 万円	724 万円

(注 1) 給与費とは、一般職員の給与総額から退職手当を除いたものです。

(注 2) 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

《職員の初任給（平成 27 年 4 月 1 日現在）》

区 分		神戸市		【参考】国	
		地域手当含む	手当除く	地域手当含む (東京都特別区内)	手当除く
一 般 行政職	大学卒	199,320 円	181,200 円	総合職 221,486 円 一般職 205,556 円	総合職 187,700 円 一般職 174,200 円
	高校卒	163,790 円	148,900 円	167,678 円	142,100 円

(注) 上記のほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

【参考】近隣自治体の初任給（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	大学卒		高校卒	
	地域手当含む	手当除く	地域手当含む	手当除く
兵庫県	192,914円	177,546円	156,315円	143,863円
尼崎市	196,668円	178,458円	162,972円	147,882円
宝塚市	205,208円	181,600円	172,325円	152,500円
西宮市	204,643円	181,100円	174,359円	154,300円
芦屋市	208,265円	181,100円	173,765円	151,100円
明石市	195,264円	180,800円	158,220円	146,500円
加古川市	186,224円	180,800円	150,895円	146,500円
姫路市	189,500円	184,000円	153,600円	149,200円

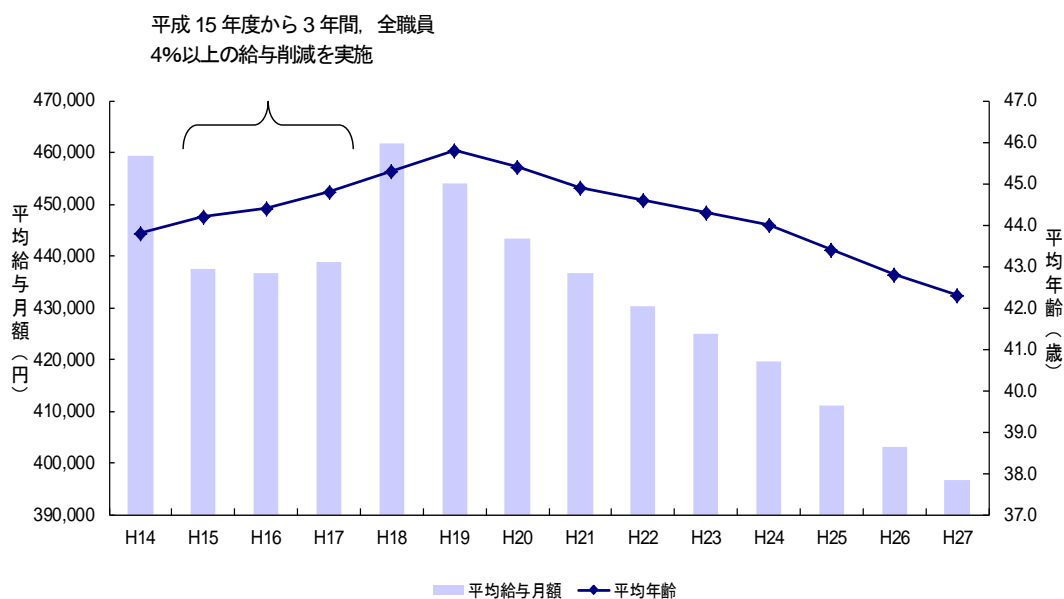
(注) 兵庫県・尼崎市については、減額措置後の金額です。

《職員の内平均給料月額など（平成27年4月1日現在）》

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳4月	332,575円	396,695円
労務職	47歳7月	341,603円	402,271円

(注) 平均給与月額とは、給料月額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当などの合計です。

平均給与月額の推移（一般行政職）



《職員の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）》

区 分	内 容	平均支給月額
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 14,500 円 ・配偶者以外の被扶養者 各 6,500 円 （16～22 歳の子がいる場合 子 1 人につき 5,000 円を加算）	11,348 円
地域手当	給料・扶養手当などの合計額の 10%を支給 （・東京都特別区内に勤務する者は 18% ・医師，歯科医師は 15%）	36,418 円
住居手当	住居費用を負担している者に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の者 9,200 円 （借家又は借間を住居としている者については 11,400 円）	7,691 円
通勤手当	通勤のためバス・電車などの交通機関および自動車などの交通用具を利用する者に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃相当額 (55,000 円を限度) ・交通用具利用者 4,400 円～31,600 円 	13,924 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した者に支給	42,859 円
特殊勤務手当	危険・不快など特殊な条件で勤務した者に支給 （高所作業手当，ケースワーク業務手当など） 30 手当	3,975 円
管理職手当	管理または監督の地位にある者に対して，職務・職責に応じて支給 <ul style="list-style-type: none"> ・局長級 119,000 円～139,000 円 ・部長級 97,000 円～112,000 円 ・課長級 77,000 円～ 89,000 円 ・学校長，教頭等 55,000 円～107,000 円 	6,300 円

(注 1) 平均支給月額は，平成 26 年度決算の金額から，職員 1 人あたりの平均支給月額を算出したものです。

(注 2) 時間外勤務手当の金額には，休日勤務手当，夜間勤務手当を含みます。

《職員の期末・勤勉手当（平成 26 年度）》

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

区 分		期末手当	勤勉手当	計
部長級以上	平成 26 年 6 月期	1.025 月分	0.875 月分	1.90 月分
	平成 26 年 12 月期	1.175 月分	1.025 月分	2.20 月分
	年間の計	2.20 月分	1.90 月分	4.10 月分
課長級以下	平成 26 年 6 月期	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分
	平成 26 年 12 月期	1.375 月分	0.825 月分	2.20 月分
	年間の計	2.60 月分	1.50 月分	4.10 月分
職員 1 人あたり平均支給額（平成 26 年度）				168 万円

(注) 課長級以上の勤勉手当は業績を反映させ、支給月数に差をつける制度を設けています。

《職員の退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）》

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、勸奨、定年など）に応じた支給率（月数）を乗じて算出しています。

平成 19 年度より制度を見直し、国に準じ、職責に応じて加算される制度を導入しています。

区 分	神戸市	【参考】国
最高限度	49.59 月分	49.59 月分
職員 1 人あたり平均支給額 (平成 26 年度)	自己都合退職 394 万円 定年・勸奨退職 2,332 万円	—

※ 平成 25 年 4 月から平成 27 年 4 月にかけて、段階的に支給率を 49.59 まで引き下げる見直しを行ってきました。

(なお、国においても、平成 25 年 1 月より段階的に支給率を 49.59 まで引き下げる見直しが行われました。)

《市長・副市長の給料など》

区 分	給料月額 (平成27年4月1日現在)	期末手当 (平成26年度)		退職手当
市 長	1,128,000 円	平成26年6月期	1.875 月分	41,961,600 円
副市長	943,500 円	平成26年12月期	2.175 月分	26,640,000 円
		年間の計	4.05 月分	

(注1) 給料月額は、減額後の金額です。平成15年4月以降、市長20%、副市長15%減額しています。

(注2) 期末手当については、平成11年12月期以降、市長30%、副市長15%減額しています。

(注3) 退職手当は、1期4年務めた場合の見込み額です。

《市会議員の報酬など》

区 分	議員報酬月額 (平成27年4月1日現在)	期末手当 (平成26年度)	
議 長	1,140,000 円	平成26年6月期	1.875 月分
副議長	1,040,000 円		
議 員	930,000 円		
		平成26年12月期	2.175 月分
		年間の計	4.05 月分